

## 滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援金 よくある質問と回答（Q&A）

※本事業についてご不明な点は、下記のQ&Aのほか、ホームページに掲載しております「給付要綱」「申請要領」もあわせてご確認ください。

<ホームページ> <https://k-jimukyoku.site/shiga/tokubetsukouatsu>

### 【1 制度の概要について（支援対象等）】

Q1 当社がテナントとして入居している建物は、特別高圧電力を受電していますか。

A1 事務局では特別高圧電力の受電の有無は分かりかねますので、お手数ですが入居されている建物の管理者にご確認ください。

Q2 申請要件に「電気料金が高騰している」とありますが、具体的にどのようなことを指しますか。

A2 燃料費調整額の上昇等により、自らが負担している電気料金が高騰していることを指します。具体的には、支払額を電力使用量で割った1kWhあたりの電気料金が増加していることを指します。（電力使用量の減少に伴い支払額が減少した場合でも、1kWhあたりの電気料金が増加している場合は「電気料金が高騰している」と解します。）

なお、電力会社や特定施設の管理者との契約で、負担する電気料金が長期間固定されており、今後の契約更新においても（電気料金の影響による）増額改定の予定がない場合は、「電気料金が高騰している」とは解さないものとします。

Q3 当社は大阪府内の本社と、滋賀県内の工場の両方で特別高圧電力を受電しています。この場合、本社と工場は両方とも本事業の支援の対象になりますか。

A3 本社は滋賀県内にないため、本事業の支援の対象にはなりません。工場は滋賀県内にあり、特別高圧電力を受電しているため、申請要件を満たせば本事業の支援の対象になります。

Q4 当社は滋賀県内の本社で高圧電力、京都府内の工場で特別高圧電力を受電しています。この場合、本社と工場はそれぞれ本事業の支援の対象になりますか。

A4 本社は特別高圧電力を受電していないため、工場は滋賀県内にないため、いずれも本事業の支援の対象にはなりません。

Q5 当社（B社、製造業）はA社工場内の一部区画に事務所があります。A社が一括受電した特別高圧電力から配電を受けて、メーターで計測された電力使用量に基づき電気料金を支払っています。この場合、当社は間接受電事業者として支援の対象となりますか。

A5 商業施設に限らず、オフィスビル、ホテル、工場等の特別高圧電力を受電している施設内で配電を受けている場合でも、申請要件を満たせば間接受電事業者として支援の対象となります。

Q6 自家発電設備の保守点検等のために特別高圧電力を契約しています。普段は特別高圧電力の使用はありませんが、支援の対象になりますか。

A6 支給対象期間内に電力を使用し、電力量料金の負担が発生していれば、支援の対象になります。電力の使用が無い場合は、支援の対象にはなりません。

Q7 高圧電力等から特別高圧電力（またはその逆）に契約を変更した場合、支援の対象となりますか。

A7 特別高圧電力の供給を受けて使用した分は支援の対象となります。申請にあたっては特別高圧電力の供給にかかる契約期間や、特別高圧電力の使用量が分かる資料（電力会社との契約書や明細書等）を添付してください。

Q8 間接受電事業者で、入居する特定施設との契約書や請求明細書等に電気料金についての記載がない場合は、支援の対象外となりますか。

A8 電気料金を負担されている事実が契約書や請求明細書等の書面で確認できない場合は、支援の対象外となります。

Q9 当社は特別高圧電力を受電する大型商業施設内のテナントとして出店していますが、自社店舗の区画に加えて、商業施設内の共用部分（通路、トイレ等）の電気料金も負担しています。共用部分の申請はどのようにすればよいですか。

A9 共用部分にかかる申請は、商業施設の管理者との契約書等で共用部分の電気料金を負担している事実が明記されていることが必要です。単に「共益費」のみの記載など、電気料金の負担について明確な記載がない場合は、申請できません。

給付額の算出は店舗専用部分と同様に、請求書等に記載された（共用部分にかかる）電力使用量（kWh）に給付単価を乗じて求めます。共用部分にかかる電力使用量が請求書等に明記されていない場合は、申請できません。

Q10 令和8年3月に事業所を閉鎖しましたが、支援対象の期間はいつまでですか。

A10 原則として、電気料金を負担した期間が対象です。

Q11 契約名義が親会社（大企業）ですが、子会社（中小企業）である当社が特別高圧電力を使用し、料金を負担しています。この場合、対象になりますか。

A11 対象となります。申請の際には、親会社と電力会社の特別高圧電力の契約書や、子会社が特別高圧電力の電気料金を負担していることを証明する書類の提出が必要です。ただし、親会社から子会社に対して、電気料金を含む管理費やそれに相当するものが支払われている場合は対象となりません。また、子会社が給付要綱・申請要領に記載するみなし大企業に該当しない必要があります。

Q12 1つの事業所内で一部が高圧電力、一部が特別高圧電力という契約になっています。特別高圧電力の使用分のみが対象となりますか。

A12 特別高圧電力の使用分のみが対象となります。

## 【2 申請手続きについて】

Q1 県内に複数の事業所（店舗等）がありますが、申請は事業所ごとに行う必要がありますか。

A1 申請は、事業者（法人・個人事業主）単位で行ってください。また、申請者1者につき申請は受付期間内で1回までです。したがって設問の場合、一度にまとめて申請してください。

Q2 特別高圧電力の契約先を令和7年11月に変更しましたが、変更後の電力会社との契約書の写しは提出が必要ですか。

A2 前回（第3弾：令和7年7月分～9月分）以前の申請時に提出された旧契約書から内容が変更になっていますので、今回（第3弾延長）の申請時には変更後の契約書の写しを添付してください。

Q3 屋号と代表者名義が異なる個人事業主ですが、どちらで申請すればいいですか。

A3 個人事業主として申請をされる場合には、屋号で申請をお願いします。代表者名は、代表者・事業者氏名欄に入力してください。

Q4 当社と電力会社との間で契約書は取り交わしておらず、約款に基づき電力の供給を受けています。特別高圧電力の供給を受けていることを示す書類は、何を提出すればいいですか。

A4 契約書の提出が困難な場合は、以下の①～④が全て記載された他の書類を提出してください。

- ①特別高圧電力を受電していること
- ②契約者
- ③供給場所
- ④契約（利用）期間

Q5 間接受電事業者ですが、過去の申請時に提出した入居する商業施設等との賃貸借契約書の契約期間が切れています。賃貸借契約は自動更新のため、今回の支援期間が含まれる新しい賃貸借契約書を作成していないのですが、どうすればいいですか。

A5 やむを得ず、給付対象期間を契約期間に含む賃貸借契約書の提出が困難な場合は、①または②を提出してください。

- ①申請者が入居することを示す商業施設等のショップリスト（入居テナント一覧）のスクリーンショット  
※撮影日および撮影したページのURLがわかるように撮影してください。
- ②給付対象期間に申請者が入居していたことを示す「入居証明書」（商業施設等が申請者あてに発行したもの）  
※様式は任意ですが、本支援金専用ホームページに参考様式を掲載しています。

Q6 電力使用量の明細書が、発行スケジュールの都合上、申請受付期間に間に合わないのですが。

A6 やむを得ない事情により申請受付期間に間に合わない場合は、申請受付期間中に事務局までご連絡ください。

Q7 電力使用量が書かれた明細書を紛失しました。どうすればいいですか。

A7 明細書の発行者（電力会社または入居する施設の管理者等）に再発行を依頼してください。

Q8 メーターで計測された電力使用量の明細書はありますが、メーターで計測されていない場合の申請方法（事業所等の面積×給付面積単価）で申請してもいいですか。

A8 メーターで計測されているなど電力使用量(kWh)が把握できる場合は、電力使用量に基づき申請してください。事業所等の面積による申請は、電力使用量の把握が不可能な場合に限りです。

Q9 当社は県内で商業施設を運営しており、特別高圧電力を受電しています。当社と電力会社との契約書は、入居しているテナントに必ず渡さなければなりませんか。

A9 商業施設など特定施設の管理者から事務局に、特別高圧電力の供給を受けていることを示す書類（電力会社との契約書等）を提出いただければ、その施設のテナントからの申請は契約書等の添付を省略いただくことも可能です。詳しくは事務局へお問い合わせください。

Q10 給付額はどのように計算すればいいですか。

A10 計算例は次のとおりです。（WEB申請の場合は、必要事項を入力すると自動計算されます。）

<計算例1（メーター有）>

電力使用量：（1月分）167,441.04kWh、（2月分）181,230.77kWh、（3月分）141,121.05kWh

167,441.04kWh×2.3円/kWh=385,114.392円

181,230.77kWh×2.3円/kWh=416,830.771円

141,121.05kWh×0.8円/kWh=112,896.84円

合計 914,842.003 ≒ 914,842円

<計算例2（電力使用量不明、飲食業）>

店舗面積：123.45㎡、1・2月分単価：107.8円/㎡、3月分単価：37.5円/㎡

(123.45㎡×107.8×2か月) + (123.45㎡×37.5×1か月) = 31,245.195 → 31,245円

Q11 給付額の算定で、電力使用量・面積・金額の小数点以下の端数はどのように取り扱いますか。

A11 電力使用量および面積は、明細書等に記載の数値を使用します。（明細書等に「1,234.56kWh」のように小数点以下の数値の記載があれば、四捨五入せずに給付単価を乗じます。）

給付単価を乗じて算出した支給額に1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てとします。なお複数の事業所等がある場合は、事業所ごとに1円未満の端数を切り捨てた金額を合算してください。

※面積の申請で契約書に「坪」と表記されている場合の取扱は、次の項目も参照してください。

Q12 店舗面積(m<sup>2</sup>)での申請にあたり、商業施設との契約書では面積の単位が「坪」で表記されていますが、どのようにm<sup>2</sup>に換算すればいいですか。

A12 1坪=3.3 m<sup>2</sup> として換算し、小数第3位を四捨五入してください。

<計算例>店舗面積が48.77坪の場合 48.77坪×3.3= 160.94坪 → 160.94 m<sup>2</sup>

Q13 対象月の電力使用量とは、各月の1日～末日までのことですか。

A13 原則、各月の1日～末日までを指します。ただし、検針票等に「○月分」の記載がない場合は、期間の初日の属する月により判断します。(例：1/20～2/19の使用分=1月分)

Q14 給付額に上限や下限はありますか。

A14 上限と下限のいずれもありません。

Q15 添付書類「履歴事項全部証明書」は、登記情報提供サービスで発行されたPDFデータでもいいですか。

A15 法務局窓口または郵送で取得した紙の証明書の写しを提出してください。

Q16 添付書類「電気使用量等がわかる書類」とは、どのような書類ですか。

A16 施設管理者や小売電気事業者などが発行した検針票、電気料金のお知らせ、請求書が当てはまります。WEBサービスなどで電気料金を把握されている方は、当該ページの写しでも構いません。

Q17 「振込先通帳の写し」はどのページを提出すればいいですか。

Q17 「金融機関名」「支店名」「口座名義人(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できるよう、ご提出ください。

Q18 ネットバンキングを使用しているため、通帳が存在しません。何を提出したらいいですか。

A18 通帳の情報と同じ、「金融機関名」「支店名」「口座名義人(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できる書類やスクリーンショットをご提出ください。

### 【3 給付について】

Q1 申請から支援金の振込までの期間はどれくらいかかりますか。

A1 申請受付から概ね30日以内に、支援金の振込を行います。ただし、申請内容に不備があるなど確認に時間を要する場合は、この限りではありません。

Q2 支援金の振込人名義はどのようになりますか。

A2 支援金は「シガケントクベツコウアツシエンキン」を振込人名義として振り込みます。

#### 【4 その他】

Q1 本事業の予算に上限はありますか。

A1 予算に上限はあります。申請期間中であっても、予算の上限に達すると見込まれる時点で支援金の申請受付は終了します。なお、申請受付後に審査を行うため、予算上限に達することが判明した場合には、申請済であっても給付できない場合がありますので、ご承知おきください。

Q2 提出した書類は審査後に返却されますか。

A3 返却いたしません。必要な書類については、あらかじめご自身でコピーをお取りください。